

令和7年12月16日

龍ヶ崎市市民協働推進委員会  
委員長 福井 一喜 様  
同委員 各位

龍ヶ崎市地域づくり推進課長

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金制度の見直しについて

日頃より、本市市民協働事業に、ご高配を賜りますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、「市民活動サポート補助金」は、令和5年度の運用開始から3年が経過する中で、制度利用団体の固定化や申請件数の伸び悩みといった課題が明らかになってきました。

また一方で、令和6年5月本市策定の「補助金等の見直しガイドライン」では、「事務事業の見直し」の一環として全庁的な補助金等の見直しを実施することとし、その具体的な見直しの視点や適正化基準等を整理のうえ、本市の補助金等に対する考え方を明確にして評価・見直しを定期的かつ継続的に実施していくための統一的な指針を設けました。

当課では、これら現況をふまえて、令和8年度に見直しを予定しておりました「市民活動サポート補助金」について前倒しの見直しに着手しました。具体的には、現在同様の課題を抱える他課所管補助事業の一部と統合するなど、市民団体等のニーズに即した、より活用しやすい制度を整備し、「幅広い活動を支援」することで市民活動の活性化や市民参加の促進を目的として、令和8年4月より新たな補助金制度を運用開始することで、現在協議・検討を進めております。

つきましては、急なご説明となりますこと誠に恐縮ですが、現行制度の課題及び新制度の内容は、別紙にお示いたしますので、ご確認いただき、期間が短く申し訳ございませんが、ご意見等は、12月23日(火)までに以下担当までお願い申し上げます。

なお制度の詳細については、令和8年1月13日(火)開催予定の第3回委員会において、あらためてご説明いたします。

担当

龍ヶ崎市 地域づくり推進課 市民協働推進グループ

鎌田・根本・上野

電話0297-64-1111(内線)435・437

FAX 0297-60-1584

メール community@city.ryugasaki.lg.jp

(1) 現行制度内容及び補助金交付実績

補助区分	スタートダッシュ支援(設立補助)	ジャンプアップ支援(事業補助)	
対象団体	設立2年未満で、団体構成員3人以上の市民団体	設立後2年以上で、団体構成員5人以上の市民団体	
対象事業	・地域課題・社会的課題等の解決につながる事業で、市内で実施し、主に市民を対象とする事業		
補助金額	10万円(上限額)	30万円(上限額)	
補助回数	1回限り	同一事業として2回	
補助率	9/10	【1回目】9/10 【2回目】8/10	
補助金額	令和5年度	200,000円(2団体)	873,000円(4団体)
	令和6年度	200,000円(2団体)	411,000円(2団体)
	令和7年度 (11/20時点)	99,000円(1団体) 予算額300,000円	1,164,000円(4団体) 予算額1,800,000円

◎現行制度の課題

- ・ 市民団体のニーズ(継続した支援など)と制度の乖離
- ・ 申請団体の固定化及び申請件数の伸び悩み
- ・ 自主財源の確保が難しい団体等への支援(公共施設里親制度を含む美化活動など)
- ・ 申請手続きの煩雑さ など

(2) 制度見直し【新制度】による補助金の額等

補助区分	① (仮称)市民活動継続補助	② (仮称)市民活動活性化補助
補助対象	市内に主たる活動拠点を有する団体に対し、その公益活動を安定的に継続させるための支援。ただし、法人は除く。	市内に主たる活動拠点を有し、団体活動の拡充や本市の地域活性化、まちのにぎわい創出などに取り組む団体を支援。
補助金額	5万円(上限額)	20万円(上限額)
補助率	補助対象経費の1/2	
補助回数	制限なし(毎年申請可)	同一団体の同一事業に対する補助、1回まで
審査方法	書類審査	書類審査・ヒアリングなど

※補助金申請額は、補助金対象経費の額とする。ただし、本補助金以外の収入額(国・県その他の団体からの補助金・助成金など)がある場合は、その収入額を補助対象経費から差し引いた額が補助金申請額となります。

※同一団体が補助区分①と②を同一年度に申請することはできません。対象経費は、現行制度を踏襲

## LINE ミニアプリ運用に関する変更事項のご報告

2025/12/16  
市民協働推進委員会

### ■ご報告事項

1. ポイント付与対象となる活動の対象変更について
2. 市内一斉清掃「わがまちクリーン大作戦」のポイント獲得方法の変更について

### ■1. ポイント付与対象となる活動の対象変更について

#### 【変更内容】

[変更前] 住民自治組織・中核的な地域コミュニティ主催の「環境美化、防災」

[変更後] 住民自治組織・中核的な地域コミュニティ・公共施設里親団体・NPO 法人・ボランティア団体主催の「環境美化・防災・防犯・ボランティア活動」  
⇒現状維持とすることで、これまでの制度利用者もスムーズに新制度へ移行できる活動設計とする。

#### 【変更理由】

・対象団体および活動を過度に限定すると、新制度に対する受け止めに負の影響を及ぼすおそれがあるため、現状維持の方針とする。

・現行の制度要綱ではボランティア活動を認めることについて明文化されていなかったが、現状の運用においては幅広いボランティア活動がすでに浸透している。新制度への移行を機に明文化することで、活動の定着化と新規活動のさらなる促進を図る。

## ■2. 市内一斉清掃「わがまちクリーン大作戦」のポイント獲得方法の変更について

### 【変更内容】

[変更前] 二次元コードの読み取り

[変更後] LINE アプリからの申請

### 【変更理由】

・当初はごみ集積所に二次元コードを設置する想定であったが、設置・管理の負担が大きく、また「当日に必ずごみ集積所へ行く」ことを参加条件としていないため、運用上の不整合が生じた。

・代替案としてコミュニティセンターに二次元コードを設置することも検討したが、参加者に来館の負担を強いることになるかと判断した。

・一斉清掃は多くの市民にご参加いただいている実態を踏まえ、当該事業に限り参加者の利便性を最優先する。

### 【アプリ申請イメージ図】

#### わがまちクリーン大作戦 アプリ申請イメージ

以下の2ステップでポイント獲得が完了する仕組み

